

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第29号)

平成31年4月17日

徳情個審答申第29号
平成31年4月17日

審査庁
徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 豊永 寛二

徳島市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年8月24日付け行財発第41号により徳島市長から諮問のありました公文書の部分公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った公文書部分公開決定（平成30年8月14日付け市環発第334号。以下「本件処分」という。）について、部分公開とした決定は妥当である。

第2 事案概要

- 審査請求人は、平成30年7月31日付けで処分庁に対し、ごみ処理施設の住民説明会での住民とのやりとり、地元協議会などの事前打合せに関するやりとり、佐那河内での計画中止後から現在までの施設誘致などの陳情・申入れなどの資料の公開を求め、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）第5条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 処分庁は、平成30年8月14日付けで、次の表の左欄に掲げる文書をそれぞれ右欄に掲げる理由により中欄に掲げる部分を非公開とする部分公開決定をした。

(1) 説明会質疑要旨 (H30. 6. 21、H30. 6. 24、 H30. 6. 26、H30. 6. 30)	個人の氏名	個人に関する情報であるため、条例第7条第2号に該当する。
(2) 協議録 (H30. 7. 24)	協議内容	公にすることにより、現在又は将来にわたり、関係者の理解、協力が得にくくなる等事務又は事業の適切な遂行を著しく困難にすると認められる情報であるため、条例第7条第5号に該当する。
(3) 説明会議事録	個人の氏名	個人に関する情報であるため、条例第7

(H30. 7. 27)		条第 2 号に該当する。
(4) 要望書 (署名) (H28. 12. 5)	個人の氏名 及び住所	同上。
	法人の名称 及び所在地	法人の競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるため、条例第 7 条 第 3 号に該当する。

3 審査請求人は、本件処分のうち前記 2 の(2)の協議録（以下「本件協議録」という。）に関する非公開部分について、平成 30 年 8 月 20 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 当審査会における審査に際し、審査庁に対して決定期理説明書の提出を求めたところ、平成 30 年 9 月 13 日付けで当該文書が提出され、これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたところ、平成 30 年 9 月 21 日付けで当該文書が提出された。

さらに、審査請求人から同日付けで口頭意見陳述の申立てがあったため、平成 30 年 11 月 27 日に、当審査会において口頭意見陳述を行っている。

第 3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述調書の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 本件協議録の協議内容を非公開としたことにより、審査請求人は知る権利を侵害されている。
- 2 本件協議録の協議内容が全面黒塗りでは、その理由が妥当か否か不明である。
- 3 本件協議録と同じ相手との間の協議録の協議内容が公開されているものもある。
- 4 ごみ処理施設の広域化計画自体無謀なものであるが、市長はこれを中止するどころか、最有力候補地以外の 5 箇所の候補地は公表しないままであり、また、地元との合意前であるにもかかわらず、旭鉦石株式会社と協議を開始している。このように一方的に事業を推進していくことは、「全体の奉仕者」であることに反し、一部の事業推進者への奉仕者となっている。これに鑑みれば、本件協議録の協議内容については、公開すべきである。

第 4 処分庁の主張の要旨

本件審査請求における処分庁の主張は、決定期理説明書の内容から、概ね次のとおり要約される。

本件協議録は、旭鉦石株式会社の代表者が来庁した際の協議に関するものであり、本件処分により非公開となった部分は、当該代表者との協議内容の部分である。

この部分は、市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、現在又は将来にわたり、関係者の理解、協力が得にくくなる等事務又は事業の適切な遂行

を著しく困難にすると認められる情報であることから、条例第7条第5号に該当する。

第5 当審査会の判断

1 本件審査請求の対象となる文書

本件審査請求の対象である本件協議録は、平成30年7月24日に市民環境部長室で行われた、旭鉱石株式会社の代表取締役と、処分庁である徳島市の担当者との協議に関する文書であり、その協議に関する内容の全てが非公開となっている。

2 条例第7条第5号該当性について

- (1) 処分庁は、本件協議録の協議内容について、公にすることにより、現在又は将来にわたり、関係者の理解、協力が得にくくなる等事務又は事業の適切な遂行を著しく困難にすると認められる情報であることから、条例第7条第5号に該当することを理由に非公開としている。
- (2) これに対し、審査請求人は、本件協議録について、その日時、場所、参加者以外の部分の全てを非公開としていることから、旭鉱石株式会社と協議したことまでは分かるが、協議内容全体を非公開とされた場合には、その非公開の理由が妥当か否か不明であると主張する。
- (3) 本件協議録の相手方である旭鉱石株式会社は、処分庁が進めている一般廃棄物中間処理施設整備事業において、その建設の最有力建設候補地とされている土地の地権者であり、協議の内容によっては、公にすることにより現在又は将来にわたっての協力が得にくくなることが想定される。しかしながら、本件協議録の協議内容がどのようなものであるかについて概略すら示されておらず、当審査会として、同号に該当するかどうか判断できない。
- (4) そこで、当審査会において、本件協議録について、非公開部分を含めた当該公文書の提示を受けて審議したところ、最有力建設候補地とされる土地等に関し、忌憚のない意見交換の様子が記載されていることを確認した。よって、公にすることにより、現在又は将来にわたり、関係者の理解、協力が得にくくなるおそれがあり、事務又は事業の適切な遂行を著しく困難にすると認められる情報であるといえる。
- (5) 以上のことから、同号に該当することが認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人が、知る権利を侵害されており、公開すべきであると主張している点について、条例第1条で市民の知る権利を尊重することを定めており、この点を受けて、条例第7条本文において、公文書について原則公開しなければならないことを定めている。

しかしながら、全てを公開しなければならないものではなく、公開の例外として、非公開とすることができる情報を条例7条各号に限定的に列挙し規定している。これは、非公開とする範囲を限定することにより、非公開の範囲を無制限に広げない

ためのものであって、その項目については一定の合理性が認められるものである。

そのため、審査請求人の主張のように、知る権利を侵害しているとまではいえず、条例で定められている非公開情報を公開しなければならないとは認められない。

- (2) 次に、本件協議録とは別の旭鉦石株式会社との協議に関する文書は公開されていたものもあることから、本件協議録も公開すべきであると主張している点について、同じ相手方との協議に関する文書であっても、その内容により、公開とされるものと非公開とされるものがあり得るので、本件処分の決定は妥当である。
- 4 これらのことから、処分庁が本件協議録の協議内容を非公開としたのは妥当である。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

審議委員

会 長	豊永 寛二
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	永本 能子
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月24日	審査庁から諮問書を受理した。
平成30年 9月 7日 (30年度第5回審査会)	概要説明を行った。
平成30年 9月13日	処分庁が決定理由説明書を提出
平成30年 9月21日	審査請求人が意見書を提出
平成30年11月27日 (30年度第6回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
平成31年 2月25日 (30年度第9回審査会)	審議を行った。
平成31年 3月11日 (30年度第10回審査会)	審議を行った。
平成31年 3月29日 (30年度第11回審査会)	答申案の検討を行った。
平成31年 4月17日 (31年度第1回審査会)	答申案の検討を行った。